

農業委員会制度が変わります！！

農業委員会に関する法律の改正法が、平成 28 年 4 月 1 日から、施行されました。今回の改正の主な内容は以下のとおりです。

1 農業委員会は「農地等の利用の最適化の推進」を重点的に進めます。

農業委員会は、農地法に基づく権利移転等に関する許可認可事務のはかに、担い手への集積・集約化耕作放棄地の発生防止と解消、新規参入の促進など、農地利用の最適化を進めます。

2 農業委員の選出方法の変更（公選制から推薦・公募に）

農業委員の選出方法が、選挙から市町村長が議会の同意を得て任命する方法になります。任命方法は次のとおりです。

- ・過半が認定農業者であること
- ・女性や青年を登用し、年齢、性別等に著しい偏りが生じないようにすること
- ・農業委員会の所掌事務に関し、利害関係のない者を 1 人以上含めること

委員の候補者は、推薦・公募により募集することになります。

3 農地利用最適化推進委員が新設されます

地域で現地調査等の実務を行う農地利用最適化推進委員が新設となり、委員の候補者は、推薦・公募により募集し農業委員会が委嘱します。

制度の移行に向けて

当村は、改正法による農業委員、農業利用最適化委員の制度へは、平成 29 年 7 月から移行します。

九戸村農業委員・農地利用最適化推進委員を募集します！

「農業委員会等に関する法律」が改正され、農業委員の選出方法が選挙による公選制から、村議会の同意を要件とする村長の任命制へ変更されました。

また、農地等利用の最適化推進のため、現場活動を行う「農地利用最適化推進委員」が新たに設置されることになりました。

現行の農業委員の任期が平成 29 年 7 月 19 日までとなっておりますので、改正後の制度により、以下のとおり農業委員及び農地利用最適化推進委員を募集します。

農業委員の募集

募集人員 10人

業 務

1. 農業委員会の会議に出席し、農地の権利の許可等に係る審議を行います。
2. 農地等の利用の最適化に関する施策について、指針を作成します。
3. 農地利用最適化推進委員と連携して農地パトロール等の現場活動を行います。

任 期

平成 29 年 7 月 20 日から平成 32 年 7 月 19 日

身 分

本村の特別職の非常勤職員

報 酬

条例により定められた額

推薦及び応募資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会業務を適切に行うことができる方

※委員には、過半数が認定農業者であることや、女性や青年（50歳以下）などの登用が望まれていますので、各関係団体には幅広い人材からの推薦・応募をお願いします。

※以下に該当する方については応募資格がありませんのでご注意ください。

1. 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない方
2. 禁錮以上の刑に罰せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
3. 村外に住所を有する方

募集期間

平成 29 年 4 月 3 日（月曜日）から平成 29 年 5 月 1 日（月曜日）まで

推薦及び応募方法

「九戸村農業委員候補者推薦書」又は「九戸村農業委員候補者応募書」を提出してください。

また、農業委員と農地利用最適化推進委員の両方に推薦又は応募は可能ですが、兼務することはありません。

- ・ 推薦を受ける場合（個人又は団体推薦）
「九戸村農業委員会候補者推薦書」（様式 1 号）
個人推薦の場合は、3 人の推薦人を記入してください。
- ・ 自ら応募する場合
「九戸村農業委員会候補者応募書」（様式 2 号）

所定の用紙は、次の場所に備え付けてあります。

備え付けの場所	所在地
九戸村役場 2 階 農業委員会事務局	九戸村大字伊保内 10-11-6

〔記入上の注意〕

記入にあたっては、記載例を参考にしてください。

押印は、認印で可（ゴム印は不可）

受 付

平成 29 年 4 月 3 日（月曜日）から平成 29 年 5 月 1 日（月曜日）

受付時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで、土日祝日は受付しません。

- ・ 持参の場合
九戸村農業委員会事務局に、所定の用紙に必要事項を記入押印し、直接提出してください。
- ・ 郵送の場合
九戸村農業委員会事務局に、所定の用紙に必要事項を記入押印し郵送して下さい。
平成 29 年 5 月 1 日（月曜日）までの消印が有効となります。

九戸村農業委員会事務局	〒028-6502 九戸村大字伊保内 10-11-6
-------------	----------------------------

なお、提出された書類は返却しませんのでご了承ください。

公 表

募集の状況については、農業委員会等に関する法律に基づき、平成 29 年 4 月中旬に中間報告、平成 29 年 5 月上旬に最終報告を九戸村ホームページ上に掲載します。

公表内容については、「九戸村農業委員会候補者推薦書」又は「九戸村農業委員会候補者応募書」に記載されている住所、生年月日及び電話番号を除いた記載事項となります。

委員候補者の選考

書類選考（必要に応じて面接等を行う場合があります）により、委員候補者を決定します。
推薦者及び応募者へ 5 月下旬に連絡します。

裏面につづく

農地利用最適化推進委員の募集

募集人員 6人

地区名	区 域 名	人数
第1地区	瀬月内、宇堂口、泥ノ木、平内、妻ノ神、戸田上、戸田下、戸田館ノ下、山根地区	2人
第2地区	荒谷、二ツ家、鹿島、伊保内上、伊保内下、川向、南田、小倉、長興寺上、長興寺下、大向、五枚橋、荒田、雪屋地区	2人
第3地区	田代、柿ノ木、江刺家上、江刺家下、道地、丸木橋、山屋、細屋地区	2人

業 務

担当する区域において、次の活動を行います。

1. 農地の出し手・受け手へのアプローチ、担い手への農地利用集積・集約化
2. 耕作放棄地所有者等への利用意向調査、耕作放棄地の防止と解消及び対策
3. 新規就農者への農地の斡旋等の支援

任 期

平成29年7月20日から平成32年7月19日

身 分

本村の特別職の非常勤職員

報 酬

条例により定められた額

推薦及び応募資格

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する方

※以下に該当する方については応募資格がありませんのでご注意ください。

1. 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない方
2. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
3. 村外に住所を有する方

募集期間

平成29年4月3日（月曜日）から平成29年5月1日（月曜日）まで

推薦及び応募方法

「九戸村農地利用最適推進化委員候補者推薦書」又は「九戸村農地利用最適化推進委員候補者応募書」

を提出してください。

また、農業委員と農地利用最適化推進委員の両方に推薦又は応募は可能ですが、兼務することはできません。

- ・ 推薦を受ける場合（個人又は団体推薦）

「九戸村農地利用最適化推進委員候補者推薦書」（様式 1 号）

個人推薦の場合は、3 人の推薦人を記入してください。

- ・ 自ら応募する場合

「九戸村農地利用最適化推進委員候補者応募書」（様式 2 号）

所定の用紙は、次の場所に備え付けてあります。

九戸村役場 2 階 農業委員会事務局

九戸村大字伊保内 10-11-6

〔記入上の注意〕

記入にあたっては、記載例を参考にして下さい。

複数の区域に推薦又は応募する場合、区域番号と区域名の欄に複数記入して下さい。

押印は、認印で可（ゴム印は不可）

受 付

平成 29 年 4 月 3 日（月曜日）から平成 29 年 5 月 1 日（月曜日）まで

受付時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで、土日祝日は受付しません。

- ・ 持参の場合

九戸村農業委員会事務局に所定の用紙に必要事項を記入押印し直接提出してください。

- ・ 郵送の場合

九戸村農業委員会事務局に、所定の用紙に必要事項を記入押印し郵送して下さい。

平成 29 年 5 月 1 日（月曜日）までの消印が有効となります。

九戸村農業委員会事務局

〒02-6502 九戸村大字伊保内 10-11-6

なお、提出された書類は返却しませんのでご了承願います。

公 表

募集の状況については、農業委員会等に関する法律に基づき、平成 29 年 4 月中旬に中間報告、平成 29 年 5 月上旬に最終報告を九戸村ホームページ上に掲載します。

公表内容については、「九戸村農地利用最適化推進委員候補者推薦書」又は「九戸村農地利用最適化推進委員候補者応募書」に記載される住所、生年月日及び電話番号を除いた記載事項となります。

委員候補者の選考

書類選考（必要に応じて面接等を行う場合があります。）により、委員候補者を決定します。

推薦者及び応募者への 5 月下旬に郵送で連絡します。